

SAMPLE

市民参画条例（仮称）策定に関する提言書（フォーマット）

平成 14 年 月 日

市民参画条例（仮称）策定審議会

市民参画条例（仮称）策定審議会として、市民参画条例（仮称）策定に関して提言いたします。

この提言書は、条例の全文を提案するとう形式をとらず、市民参画条例（仮称）策定審議会委員の話し合いと、3月に実施した講演会と8月に実施したフォーラムにおける一般市民の声の中から、条例に盛り込むべき項目やそれに伴う施策について提案するものです。

主として「審議の流れ」にそって、経緯や背景などをのべる。

審議会設置してからの審議の推移や内容の変遷、苦労話などをのべる。

1. 市民参画条例（仮称）の名称について

名称については「市民参画条例」の他、下記のような案を提言いたします。

（例）

“あなたの声が活きる”条例
市民がつくるまちづくり条例
議会通過後に公募実施

2. 市民参画条例（仮称）の骨子について

（例）

現在の行政と市民の関係は一方的であると称しても過言ではないと考えます。このままでは、市民ニーズの多様化や複雑化に行政は対応できなくなり、また、市民側も行政に依存しすぎであると考えます。行政だけが社会の担い手ではなく、市民の力なしでは対応できないことが増えてきています。加えて地域社会が崩壊すると言われている中、福祉や教育など、色々な分野で市民活動が大きなウェイトを占めるようになってきています。行政では達成し得ない公共の利益を達成しうるが出てきています。

一方で行政も既に種々の施策を用い、市民参画を行おうと模索しておりますが、まだまだ不十分といえます。

ここで、市民参画を実現する為の筋道として、条例を制定し、市民参画の実現を目指します。市民参画を実現していくためには、行政と市民のパートナーシップ、市民と行政のパートナーシップが必要と考えます。ここでいうパートナーシップとは、違った立場にあるもの同士が、その違いを認め合って取り結ぶ対等の関係のことを言います。

ここでは、行政と市民のパートナーシップ、市民と行政のパートナーシップ、そしてそれら共通でかかわる部分（共通項目）、これらを確認なものとするための第三者機関の設置について提言します。

3. 市民参画条例（仮称）提言項目

（提言条例項目（案）が基本となると思われます）

4. 市民参画条例（仮称）が有効に働くために

（ア）条例の表現について

（例）

親しみやすくわかりやすい文章を用い、キーワード化することによって学生にも理解できるようにすべきです。

（イ）条例の実効性の確保について

（例）

条例の幅広い広報やパンフレット化を行い、市民参画に対する市民の理解を深める必要があります。

（ウ）議会との関係

（例）

条例制定後は、より民意を反映した施策が行われると思われます。

本条例と議会是对立せず、協動的である

今後はより高度な見地からの調整・議決がもとめられる

5. 市民参画条例（仮称）実施の伴う市民参画諸施策実施要望について

（例）

（ア）市民と行政のパートナーシップを実現する為に

市報等の広報の見直し

施策実施時に市民活動団体と行政との協働機関設置

審議会における公募率や男女比率の設定

（イ）市民と市民のパートナーシップを実現する為に

公民館等の既存施設の有効活用

学習機会の提供

（ウ）その他

市民参画・市民活動に関する白書やレポートの作成

6. 審議会における少数意見・反対意見について

7. 提言書内で使用する言葉の定義について